

応募規約

TMEIC 設立 20 周年記念事業「周年ロゴ コンテスト」に作品に応募するにあたり、応募者は応募した時点で、次に掲げる規約の順守を承諾したものとみなします。

第 1 条【規約の適用範囲】

本規約は、東芝三菱電機産業システム株式会社（以下、TMEIC といいます）と一般社団法人 障がい者自立推進機構（以下、当機構といい、TMEIC と併せて主催者といいます）の共同で開催される TMEIC 設立 20 周年記念事業「周年ロゴ コンテスト」（以下、本アートコンテスト）に応募するにあたり、応募者と当機構の間に適用されるものとします。

第 2 条【応募資格】

本アートコンテストに応募できるのは、以下に該当する方です。

- (1) パラリンアートへ作者登録されている方
- (2) パラリンアートへの作者登録が可能(任意)な障がい者の方
- (3) 応募規約をご確認の上ご了承いただいた方
- (4) その他、本アートコンテストについてのウェブ画面およびチラシ等に記載の応募条件を満たした方

※いずれも年齢及びアーティストとしての経験等、制限はございません。

※障がいのある方であれば、どなたでも応募可能です

第 3 条【知的財産権】

1. 本アートコンテストに応募した作品（本アートコンテストで受賞した作品を含み、以下、応募作品といいます）は、応募者ご自身が作成し、かつ権利を所有しているオリジナルの作品であり、これまで商業利用されたことのないものでなければなりません。

2. 応募作品は、知的財産権はもとより、第三者が有するいかなる権利をも侵害するものであってはなりません。

3. 応募者は、主催者が、本アートコンテストの応募作品や応募者のコメントなどを広告宣伝目的および本アートコンテストのプロモーション目的（以下、本目的といいます）で、Web サイトや紙媒体等で利用することに同意し、当該利用に関し著作者人格権を行使しないものとします。また、その際は、お名前(ペンネーム可)やお住まいのお住まい都道府県名を記載する場合があります。

4. 応募者は、主催者が第三者に対し応募作品の利用について再許諾することを承諾するものとします。

5. 応募者は、本目的における、主催者が応募作品を利用する場合の利用にかかる費用、権

利の不行使にかかる費用および主催者の第三者に対する再許諾にかかる費用は無償とすることに同意するものとします。

6. 応募作品が受賞した場合、応募者は、主催者に対し本アートコンテストで受賞した作品（以下、受賞作品）の利用を独占的に許諾するものとし、主催者以外の第三者に対し、著作物を利用することを許諾してはならず、また譲渡してはならないものとします。また、応募者に当該受賞作品について利用許諾の問い合わせがあった場合、速やかに当機構に報告を行い、応募者と主催者による協議のもと対応を行うものとします。

7. 応募者は受賞作品に関する著作権人格権を行使しないものとします。

8. 応募者は、応募作品が商品化を伴う場合、別途定める利用目的ならびに内容、利用期間の範囲内で主催者の排他的な利用を許諾するものとします。また、本項は、以下9項乃至11項についても、応募作品が商品化を伴う場合で利用期間を定めた場合に適用されるものとします。

9. 応募者は、主催者または主催者から再許諾を得た者が、受賞作品の利用期間終了後においても、受賞作品の利用期間中にウェブサイト上や SNS 上に掲載または投稿した受賞作品のデータおよび発行物を掲載または投稿したままにしておくことに同意するものとします。

10. 応募者は、主催者または主催者から再許諾を得た者が、受賞作品の利用期間終了後においても、主催者または主催者から再許諾を得た者の会社案内、事業報告書、活動報告、会社年始等の記録物に限り受賞作品を使用することができることに同意するものとします。

11. 応募者は、主催者又は主催者から再許諾を得た者が受賞作品を使用してビジネスを行っている場合には、主催者による期間延長の申し出に応ずるものとします。

第4条【守秘義務】

応募者は、本アートコンテストに参加するにあたり、主催者から開示を受け、または知りえた情報、資料などに対して、第三者に開示または漏えいを禁止する旨の指示があった場合は、それに従わなければなりません。ただし、次に該当する事項に関しては、その限りではありません。

- ・既に公知であるもの、もしくは公知になったもの
- ・主催者から情報を得る前に、既に自らが情報を知得していたもので、その事実を立証できるもの
- ・正当な権限を有する第三者からの合法的な手段によるもの

第5条【デザイン変更】

1. 当機構は、自らまたは TMEIC のために、必要に応じ応募者に、本アートコンテストで

受賞した応募作品のデザイン変更を求めることができますものとしてします。

2. 当機構は自らまたは TMEIC が運営・発行する Web サイトや紙媒体上での応募作品の使用や印刷に際し、応募作品を適切な範囲で編集することができるものとし、応募者はこれに同意するものとしてします。

第6条【免責事項】

1. 当機構は、主催者が不適当と判断した応募作品について、応募者の承諾を受けることなく応募の無効および受賞の取り消しができるものとしてします。また、当該無効および取り消しにより応募者が被った損害について、主催者は一切の責任を負わないものとしてします。

※不適当とは、第三者の知的財産権、その他の権利を侵害する恐れのあるもの、公序良俗に反するもの、個人を特定できる情報、その他不適切であると主催者が判断するものをいいます。

2. 応募者から送信された情報の漏えい等に関して、主催者に帰責事由のない場合に生じた応募者の損害について、主催者は一切その責任を負いません。

3. 当機構は、応募者により投稿・掲載された情報の内容について、いかなる保証も行いません。

4. 応募作品が、第三者の知的財産権を侵害するものとして警告、請求、または訴訟の提起を受けたときは、それを応募した応募者自らが解決するものとし、主催者は、それに関する一切の責任を負わないものとしてします。万一、主催者が損害を被った場合には、応募者が当該損害を賠償するものとしてします。

5. 本規約に基づき主催者が行った行為および本アートコンテストの応募に関連して応募者に損害が生じた場合、主催者に過失がない限り責任を負わないものとし、責任を負う場合でも、主催者に故意または重過失がない限り、その責任は応募者に直接かつ通常生じる範囲内の損害に限られます。

第7条【承諾事項】

1. 応募作品の提出データ等は返却いたしません。(電磁的データ含む)

2. 応募者は応募作品が本アートコンテストで受賞した場合、提出した応募作品の原画(電磁的データ含む)を主催者へ譲渡するものとし、主催者はこれを返却いたしません。

3. 応募者は、受賞作品を主催者の事前の承諾なく使用することは一切できません。

4. 応募者の本アートコンテストへの参加が、第三者に対する債務不履行等に該当し、損害

を与えた場合、応募者の費用と責任をもって解決し、主催者に損害を与えないものとします。

5. 応募者間または応募者と第三者の間におけるトラブルに関しては、主催者では責任を負いません。

6. 当機構は、やむを得ない事情が発生したと判断した場合等は、本アートコンテストを中止したり、内容変更したり、延期することができるものとします。

7. 応募者は、本アートコンテストの景品や受賞実績、TMEIC の名称を商業利用（転売や営利目的の宣伝を含みますがこれらに限りません）してはならないものとします。

第8条【注意事項】

1. 本アートコンテストの内容および賞品は予告なく変更される場合があります。

2. 応募方法や選考方法、受賞についてのお問い合わせは受け付けておりません。

3. 応募者は、本アートコンテストの応募にあたり、本規約、本アートコンテストについてのウェブ画面およびチラシ等に記載の応募条件ならびに当機構の運営方法に従うものとし、その運営方法について一切異議を申し立てないものとします。

4. 応募者は、賞品の交換、換金、受賞者本人以外への権利の譲渡はできません。

5. 応募者のインターネット通信料・接続料は応募者の負担となります。

6. 応募者の通信の際の接続トラブルにつきましては、責任を負いかねますのでご了承ください。

第9条【個人情報の扱い】

1. 応募者の個人情報については、受賞の通知、本アートコンテストの適切な運営を行うため、広告宣伝目的および本アートコンテストのプロモーション目的に使用するものとします。当機構は無断でそれ以外の目的に使用したり、第三者に開示・提供したりすることはありません。

2. 当選者の方から頂いた個人情報は、下記の個人情報保護方針に従い、取り扱うものとします。

URL : <https://paralymart.or.jp/privacypolicy/>

第10条【準拠法等】

本規約の準拠法は日本法とし、本規約および本アートコンテストに関する一切の紛争につ

いて訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 11 条【その他】

上記以外の各事項に関して疑義等が生じた場合は、関連当事者との協議に基づき、最終的には主催者の判断により決定するものとします。